

定期監査結果報告書

- 1 監査の期間 令和2年1月9日から令和2年2月20日まで
2 監査の対象 令和元年度財務に関する事務執行

月 日	曜日	対 象 課 名 等
1月 9日	木	財政課、広報情報システム課
1月10日	金	税務課、収納課
1月14日	火	選挙管理委員会事務局
1月16日	木	総務課
1月17日	金	市民環境課
1月20日	月	上下水道課
1月23日	木	福祉総務課
1月24日	金	介護保険課、地域包括支援センター
1月27日	月	健康推進課・子育て世代包括支援センター
1月28日	火	国保年金課
1月30日	木	生活福祉課
1月31日	金	学校教育課
2月 3日	月	文化スポーツ課
2月 4日	火	指導課・教育研究所
2月 6日	木	社会教育課・追手野公民館
2月 7日	金	都市建築課
2月10日	月	土木課
2月12日	水	議会事務局、農業委員会事務局
2月13日	木	秘書課、会計課
2月14日	金	商工課
2月17日	月	観光課
2月18日	火	企画課
2月20日	木	農林課

3 監査の方法

本監査にあたっては、令和元年度の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類等の提出を求め、担当職員からの説明を聴取するなど、通常行うべき監査方法の手続に基づいて実施した。また、例月出納検査の結果やこれまでの監査結果も参考にした。

全般的な監査の要点は、次のとおりである。

- (1) 予算の執行状況について、収入事務・支出事務の手続は適正で遗漏はないか。
- (2) 諸契約事務について、契約が合法かつ適正に行われているか。また、工事完了後の検査は適正に実施され、引渡しは適切に行われたか。
- (3) 補助金交付事務の手続は「黒石市補助金等の交付に関する規則」等に基づいて適正に行われているか。
- (4) 財産及び備品に関する事務処理は適正で良好な状態で維持管理されているか。
- (5) 各種団体事務の取扱いは「黒石市の課室等に事務局を設置する各種団体の事務に関する取扱要綱」に基づいて適正に行われているか。

4 監査の結果

令和元年度の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認めた。

なお、監査時における各事務処理に関して注意を促した軽微な指摘事項については、省略する。

(1) 予算執行状況について

ア 歳入

収入事務については、調定及び収納の時期、調定漏れの有無、手続等の適否、関係書類の内容等について調査した結果、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、調定において調定月日の誤りがみられた。

イ 歳出

(ア) 支出事務については、歳出予算差引簿・支出負担行為決議書等・旅行命令簿及び時間外勤務等命令簿に基づき、支出負担行為の内容・金額・時期・方法、決裁区分等の適否について調査した結果、一部に支出負担行為の時期及び代決方法の誤りがみられた。また、時間外勤務等命令簿において、支給割合の誤り及び月計の端数処理の間違い等による支給額の誤りがみられた。

(イ) 予算の流用については、流用を必要とする理由等を予算流用伺により確認した結果、濫用等はなく適正に事務処理されていると認めた。

(2) 諸契約事務について

諸契約事務については、抽出による委託契約及び工事請負契約等について関係書類の内容等を調査した結果、入札・随意契約における契約、検収検査等は法令や「黒石市契約規則」等に基づきおおむね適正に事務処理されていると認めたが、関係書類に若干の不備及び検収が履行期間内に行われていない事項がみられた。

(3) 補助金の交付について

補助金の交付については、「黒石市補助金等の交付に関する規則」等に基づきおおむね適正に事務処理されていると認めたが、関係書類に若干の不備がみられた。

(4) 財産及び備品の管理について

ア 財産について

公有財産については、行政財産、普通財産ともに良好な状態で維持管理され、建物の維持・補修等に対しても全般的に配慮されていると認めた。

イ 備品について

備品については、備品保管簿によりおおむね適正に記帳・管理されていると認めた。

(5) 各種団体事務の取扱いについて

団体事務の取扱いについては、「黒石市の課室等に事務局を設置する各種団体の事務に関する取扱要綱」に基づきおおむね適正に事務処理されていると認めたが、同要綱第5条（経理事務の処理方法）及び第6条（経理事務の検査等）について、適正に運用されていない事項がみられた。

なお、立替払いによる支払等には十分留意し、公金の取扱いについて疑義をもたれないように適正な事務処理を行うよう努められたい。